

岩見沢市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和6年3月28日 木曜日 午後2時55分から
午後3時40分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
	委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	長 森 睦	(議席 1 0 番)
委 員	留 木 剛	(議席 1 4 番)
委 員	平 義 昭	(議席 2 6 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之

日笠代理
議 長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第3回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号15番森田委員、16番松永委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議案3件、協議案1件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向について、報告いたします。

2月26日から3月18日まで、岩見沢市議会第1回定例会本会議が、開催されました。3月11日、中西洋一氏、北海道産業貢献賞受賞の祝賀会が、岩見沢平安閣で開催されました。3月13日、第1回農地委員会が開催されましたが、議案その他により、農地委員会から報告があります。3月15日、農政講演会が開催されました。3月18日、畑地化支援事業に係わり、JA振興センター、共済組合、農業委員会の3者において、事務打ち合わせを実施しました。農業委員会からは、私と日笠代理、土井局長、森田係長、船戸係長が出席しております。内容につきましては、畑地化促進事業の年次別の実施動向、申請補助における面積の確定、令和9年度以降の対応について協議しました。3月18日、札幌市において、北海道農業会議第96回総会、農業委員会会長・事務局長会議が開催されましたが、日笠代理と森田係長が出席しております。3月19日、南空知農業委員会連絡協議会が、三笠市で開催され、私と森田係長が出席しました。内容につきましては、水田活用直接支払交付金の対象外水田の権利移動と地域計画における目標地図の素案作成に向けた取組状況について、協議しております。また、同日には、岩見沢市土地改良推進事務所運営会議が、土地改良事務所で開催され、日笠代理が出席しております。3月22日、北村地区農業委員会OB会懇親会が、岩見沢平安閣で開催され、私と北村地区農業委員が出席しております。3月28日、第5回農政委員会、そして、総会の開催となっております。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会において、ご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権182番外12件の所有権移転の設定です。

次に、5ページ別紙2の下段から6ページ別紙3の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借84番外10件の賃借権の設定です。

次に、7ページ別紙4の上段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権190番の所有権移転の設定です。

次に、7ページ別紙4の下段の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借4番の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第19号で令和6年2月29日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

森田係長

日程5、報告第3号現況証明書の交付について を上程いたします。説明を求めます。

議長、農地係長。

議 長
森田係長

森田係長。

総会議案 8 ページ、報告第 3 号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の
願い出件数は岩見沢地区 1 件です。

総会議案 9 ページ、整理番号 1 番です。

申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は昭和 4
7 年 7 月 1 日、木造 2 階建て居宅が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認
し非農地として証明いたしました。

なお、申請地は昭和 4 7 年 1 1 月 1 日、農地法第 4 条転用許可済みであることを確認し
ております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程 6、報告第 4 号岩見沢市農業従事者調査についてを上程いたします。

説明を求めます。

船戸係長
議 長
船戸係長

議長、振興係長。

船戸係長。

それでは、総会議案 1 1 ページ、報告第 4 号「岩見沢市農業従事者調査」の結果につい
て、昨年 1 2 月から本年 2 月に実施した調査の結果がまとまりましたのでご報告いたしま
す。

まず、農業従事者調査の要件といたしましては、令和 6 年 1 月 1 日現在において、3 0
アール以上の経営農地を耕作する農業経営主とその家族、農地所有適格法人の役員、構成
員、従業員で、年間 6 0 日以上農業に従事かつ令和 6 年 4 月 1 日現在 1 8 歳以上の者を資
格要件として整理いたしました。

以上の要件を満たしているか否か、提出されました調査票を農地台帳、住民基本台帳と
突合し、年齢、住所地、経営農地要件等を確認して、農家戸数、法人戸数、従事者人数を確
定いたしました。

それでは、確定した結果について、ご説明申し上げます。

1 2 ページ、別紙 1 をご覧ください。

この表は、各戸数、男女別人数について個人・法人別に昨年との対比表として記載いた
しました。表に記載されている括弧内が昨年の数値です。

それでは、表の記載内容について説明いたします。

個人・法人別に見ますと、個人では戸数、人数ともに減となっておりますが、法人では
戸数は増となり、人数については減となりました。

個人の戸数は 6 2 4 戸で、3 6 戸の減、男性は 8 8 8 人で 6 7 人の減、女性は 6 9 6 人
で 5 5 人の減、合計 1 5 8 4 人で 1 2 2 人の減となりました。戸数、従事者人数が減とな
った主な理由といたしましては、経営不振や後継者不足等により、農地法第 3 条許可申請、
農用地利用集積計画作成による農地の売買、貸付等で農地を処分し離農したこと、また、
高齢となり農業に従事出来なくなったこと、経営を法人化したなどが原因と考えられます。

次に、法人の戸数は 1 3 8 戸で 3 戸の増、男性は 2 9 7 人で 2 人の減、女性 1 8 4 人で
5 人の減、合計 4 8 1 人で 7 人の減となっております。減となった主な理由は、法人役員
の辞任や離農等が主な要因と考えられます。

合計といたしまして、ご覧のとおり昨年と比べますと、戸数、男女別従事者人数につい
ては、男女とも減となる結果となりました。

また、1 3 ページ、別紙 2 (内訳) は、別紙 1 の内容を地区別に集計した表となります。
この表につきましては、のちほどご覧いただきたいと思います。

調査にあたり、農業委員の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

議長

以上で調査結果の報告を終わります

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程 7、議案第 1 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

ここで、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 5 ページ、整理番号 2 番について説明を求めます。

船戸係長

議長、振興係長。

議長

船戸係長。

船戸係長

それでは、総会議案 1 4 ページ、議案第 1 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案 1 5 ページ、別紙 1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 2 番について、先にご説明いたします。

整理番号 2 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 6 ページ、整理番号 1 4 番について説明を求めます。

船戸係長

次に、総会議案 1 6 ページ、別紙 2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 1 4 番について、ご説明いたします。

整理番号 1 4 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 7 ページ、整理番号 2 7 番について説明を求めます。

船戸係長

議長、振興係長。

議長

船戸係長。

船戸係長

次に、総会議案 1 7 ページ、別紙 3、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 2 7 番について、ご説明いたします。

整理番号 2 7 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

船戸係長

議長、振興係長。

議長

船戸係長。

船戸係長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案 15 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番、3 番から 10 番、議案 16 ページ、別紙 2 の整理番号 11 番から 13 番、15 番から 20 番、議案 17 ページ、別紙 3 の整理番号 21 番から 26 番、28 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長

森田係長。

森田係長

それでは、総会議案 18 ページ、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 7 件で、内訳につきましては、賃借権の設定が 5 件、使用貸借権の設定が 2 件でございます。

総会議案 19 ページから 20 ページ、整理番号 1 番から 5 番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

貸主は、それぞれ所有する農地を農地所有適格法人へ有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、整理番号 1 番は、
整理番号 2 番は、
整理番号 3 番は、
整理番号 4 番は、
整理番号 5 番は、
です。

なお、申請地は 3 月 14 日に佐々木会長に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 20 ページ、整理番号 6 番の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は 3 月 14 日に戸田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 21 ページ、整理番号 7 番の貸主は、所有する農地を自身が経営する農地所有適格法人へ無償で貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は 3 月 14 日に佐々木会長に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 9、議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案29ページから31ページ、賃貸借101番から103番について説明をお願いいたします。

瀧本副委員長

第1地区常任委員会より、賃貸借101番から103番について、先にご説明いたします。

議案29ページから30ページ、賃貸借101番から102番の貸主は、遠隔地に居住し高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案31ページ、賃貸借103番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

瀧本常任副委員長は自席にお戻りください。

吉成委員長

それでは、第1地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案23ページから28ページ、賃貸借95番から100番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案32ページから34ページ、賃貸借104番から106番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案35ページから36ページ、所有権196番から197番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案37ページ、所有権198番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

長井副委員長

次に第2地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案39ページ、賃貸借108番について説明をお願いいたします。

第2地区常任委員会より、賃貸借108番について、先にご説明いたします。

議案39ページ、賃貸借108番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除します。

長井常任副委員長は自席にお戻りください。

森委員長 それでは、第2地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

森委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案38ページ、賃貸借107番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案40ページ、賃貸借109番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案41ページ、所有権199番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

森常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区の説明をお願いいたします。

山田委員長 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案42ページから43ページ、賃貸借110番から111番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案44ページ、賃貸借112番の貸主は、耕作不便な農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案45ページ、使用貸借5番の貸主は、引き続き農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案46ページ、使用貸借6番の貸主は、農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

山田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。

尾田委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案47ページから48ページ、賃貸借113番から114番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案49ページ、所有権200番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案50ページから52ページ、使用貸借7番から9番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

川北委員長

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
尾田常任委員長は自席にお戻りください。
次に、第５地区の説明をお願いいたします。

第５地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案５３ページから５８ページ、賃貸借１１５番から１１９番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業５年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案５９ページから６０ページ、所有権２０１番から２０２番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に第６地区の説明をお願いいたします。

坂野委員長

第６地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案６１ページ、賃貸借１２０番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業５年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案６２ページ、賃貸借１２１番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案６３ページから６５ページ、賃貸借１２２番から１２４番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案６６ページ、所有権２０３番の譲渡人は、農地を譲り渡して、規模縮小により経営の安定を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案６７ページ、所有権２０４番の譲渡人は、他産業に従事しており耕作が困難なため、貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地等を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案６８ページから６９ページ、使用貸借１０番から１１番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

坂野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第７地区の説明をお願いいたします。

杉村副委員長

第７地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案７０ページから７３ページ、賃貸借１２５番から１２８番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案７４ページ、所有権２０５番の譲渡人は、農地を譲り渡して、規模縮小により経営の安定を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案７５ページから７８ページ、所有権２０６番から２０９番の譲渡人は、高齢

議 長

森田係長
議 長
森田係長

で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 79 ページから 82 ページ、所有権 210 番から 213 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地等を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 83 ページから 88 ページ、使用貸借 12 番から 16 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案 31 ページ、賃貸借 103 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

杉村常任副委員長は自席にお戻りください。

日程 10、協議案第 1 号、令和 6 年度 最適化活動の目標設定についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案 89 ページ、協議案第 1 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、総会前に農政委員会を開催し、ご承認をいただきました。

右上に別紙様式 1 と書かれた、タイトルが「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」と書いてあります資料をご覧ください。

1 ページ目は現在の農業委員会の状況になりますので、のちほどご覧いただきたいのですが、1 ページ目の下段の耕地面積につきまして、昨年まで 19,800ha としておりましたが、※印にありますように、直近の「耕地及び作付け面積統計」から記入するようになっておりますので、19,700ha としております。

資料の 2 ページ目になりますが、農地の集積状況について、①現状と課題については、管内の農地面積が 19,700ha に対し、これまでの集積面積が 19,026ha のため、集積率は 96.5% となっています。

次の②目標について、目標年度につきましては、昨年策定した指針の目標年度を記載するようになっておりますので、令和 14 年度としております。今年度の新規集積面積は例年と同じ 30ha で、その結果、今年度末の集積率の目標は 0.02% 増の 96.7%、令和 14 年度末の目標集積率は 96.5% となっておりますが、指針の検証・見直しについては、農業委員の改選と同じ 3 年毎となっておりますので、令和 8 年度の実績を考慮し検証・見直しを行いたいと思います。

次に「(2)の遊休農地の解消」については、「①現状と課題」におきまして、前年度の農地パトロールの結果から遊休農地が 0ha となりました。

「②の目標」ですが、今後新たな遊休農地の発生防止を目標として 0ha としております。

3 ページの「(3)新規参入の促進」について、「①現状と課題」については、記載のとおりです。また「②の目標」にあります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、過去 3 年間の農用地利用集積計画による権利移動面積 1 割である 109ha としています。

議 長

森委員長

議 長

次に、「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数」について、1人当たりの活動日数の目標は、農水省が求める月平均8日を計上いたしました。

次に「(2) 活動強化月間の設定目標」について、1年に3回、活動強化月間とする必要があるため、7月に遊休農地の解消、11月に新規参入の促進、1月に農地の集積としています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、農業委員が新規参入相談会への参加を年1回以上定める必要がありますので、本年11月に予定されている「北海道新規就農フェア」への参加を予定していることにしています。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、農地委員会より報告があります。

農地委員会より「農地パトロール」について報告いたします。

今年度の「農地パトロール」は、全地区終了し、先般、農地委員会を開催し、パトロールの結果について協議をいたしましたので報告いたします。

昨年からの面積等の変更につきましては、全体といたしまして低利用地が78,548㎡の減となっております。

なお、再生困難荒廃農地は昨年同様0㎡となっております。

まずは、第1地区でございます。

1筆ごとの詳細につきましては、2ページに記載しております。

周辺の利用条件に比べ、利用の程度が低い土地、低利用地として昨年は、16,957㎡を計上しておりましたが、所有者から現況証明の申請があり、非農地判定をいたしましたので、6,992㎡減少し、9,965㎡となっております。

御茶の水町の農地につきましては、昨年度から事務局が所有者と連絡をとり、財産整理に向け協議中とのことでしたので、毎月、現地を確認し所有者に進捗状況について確認しているところであります。

続きまして、第2地区でございます。

1筆ごとの詳細につきましては、3ページから4ページに記載しております。

昨年は、低利用地として73,452㎡を計上しておりましたが、農地所有適格法人への賃貸により17,277㎡減少し、56,175㎡となっております。

続きまして、第3地区でございます。

1筆ごとの詳細につきましては、5ページから6ページに記載しております。

昨年は、低利用地として199,301㎡を計上しておりましたが、農地所有適格法人への賃貸により54,279㎡減少し、145,022㎡となっております。

第4地区、第5地区、第6地区、第7地区は、農地パトロールの結果、遊休農地等はありませんとなっております。

全体といたしまして、今年度の農地パトロールの結果、再生困難荒廃農地0㎡、低利用地211,162㎡となっております。

以上で、農地委員会の報告を終わります。

只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

森農地委員長は自席にお戻りください。

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月4月の総会ですが、4月26日(金)午後4時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月4月の現況証明願いの現地調査は、4月10日（水）午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、4番定塚委員、5番西村委員、7番松田委員、12番今野委員、17番伊藤委員、22番柿崎委員、23番高嶋委員、26番平委員、33番坂野委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。